

【排出事業者のみなさまへ】

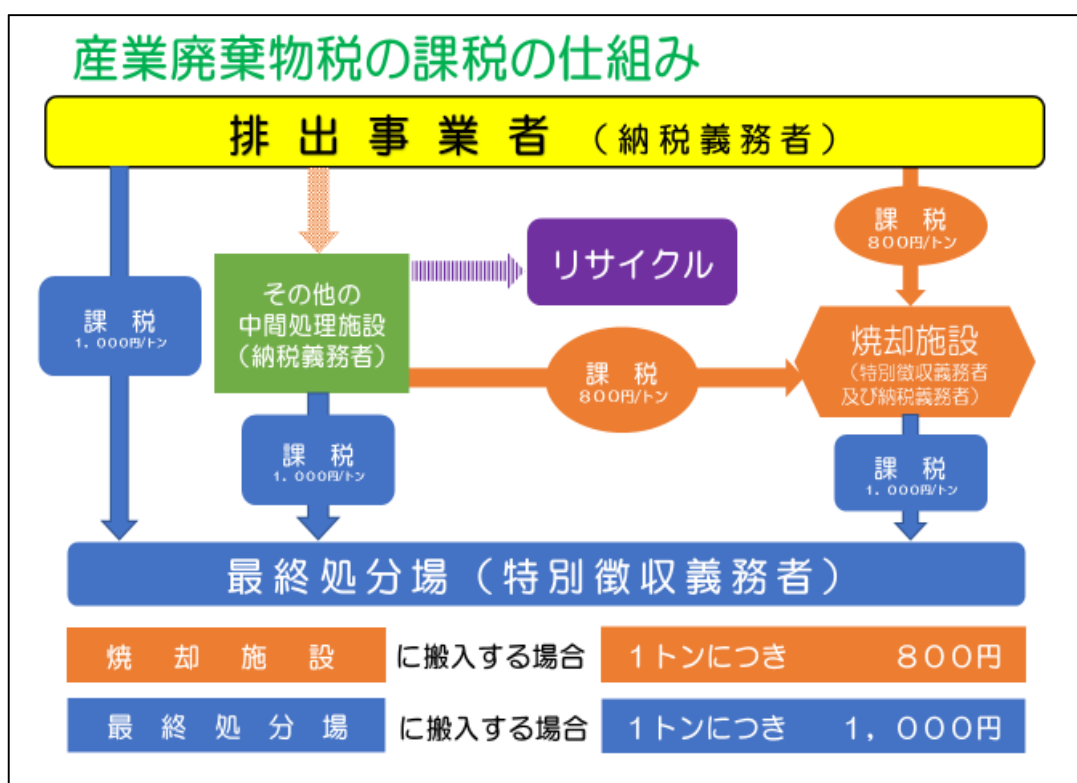
産業廃棄物税の制度継続のお知らせ

長崎県では、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルへの取組促進及び廃棄物の適正処理の推進を目的とする事業の費用に充てるため、平成17年4月に長崎県産業廃棄物税を導入しています。

産業廃棄物税については、5年を目途とした一定の期間ごとに、税制の効果を検証し、その結果を基に必要な措置を講ずることが条例で定められています。

令和元年度は前回の見直しから5年目となるため、排出事業者様（1）への意識調査を行い、検証した結果（2）産業廃棄物の排出抑制やリサイクル化への取組みを推進したとの回答が多数を占めており、税の導入に一定の効果が得られていると認められましたので、令和2年4月以降も現行制度を継続することとしました。

つきましては、納税義務者となる排出事業者のみなさま方には、今後も長崎県産業廃棄物税について、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。



産業廃棄物税収使途事業（令和元年度実績）

排出抑制・適正処理の推進

産業廃棄物対策事業【廃棄物対策課】

< 1 事業：事業費計 38,338 千円 >

リサイクルの促進

リサイクル製品活用促進事業【廃棄物対策課】

島原半島良質堆肥広域流通促進事業【畜産課】

未利用資源等肥料利活用促進対策【農業経営課】

FRP 漁船リサイクル処理体制普及推進事業【漁港漁場課】

みらいにつなぐ大村湾事業【地域環境課】

< 5 事業：事業費計 13,055 千円 >

- 1 平成 29 年度に産業廃棄物を年間 100 トン以上排出された事業者様を対象に調査を行ないました。
- 2 検証結果については、県ホームページに掲載していますのでご覧ください。

HP アドレス

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2020/04/1586756851.pdf>

お問合せ先

税の仕組みについて：総務部税務課課税班

TEL 095-895-2215 FAX 095-895-2225

E-mail s01060@pref.nagasaki.lg.jp

税の使途等について：県民生活環境部

資源循環推進課循環型社会推進班

TEL 095-895-2373 FAX 095-895-4781

E-mail s16100@pref.nagasaki.lg.jp